

## 【総務部】

- 1 2023年10月よりインボイス制度が実施された。小規模事業者ほど負担が重く、取引から排除されるか課税事業者に転換しなければならないような仕組みとなっている。このようなインボイス制度を廃止すること、および消費税の5%への減税を行うよう国に求めること。また、経過措置についての説明を周知徹底するよう対策を講じること。

(回答)

インボイス制度は、複数税率の下で、税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要なものである。

国において、これまでも、取引環境の整備、各種補助金による支援措置等の対応を行い、制度導入後も6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の控除を認める経過措置も設けられている。

県としても、今後も国や関係団体と連携し、経過措置等について、周知広報に協力していきたい。

現在の消費税は、急速に進む少子高齢化の中で、厳しい日本の財政状況を鑑み、社会保障制度を次世代へ引き継ぐために必要な財源であると認識している。

税率の引下げは、持続可能な社会保障制度の確立とそのための安定財源の確保、財政の健全化、また、これ以上、将来世代に過重な借金を背負わせないためにも、慎重に考えるべきものであると考える。

- 2 自主申告権を侵害する「税務相談停止命令」が行えると法改正された。自主申告活動へ恣意的な判断で介入し、自主申告権を侵害することのないよう国に要望すること。

(回答)

税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設については、税理士等でない者が税務相談を行った場合において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に税金を免れさせることなどによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、財務大臣は、その税務相談の停止命令等ができることとするものである。

具体的には、税理士でない者の脱税相談等により不特定多数の者が脱税を行う等の行為を防止するために創設された制度であると解されている。

その運用については、国において適切に行われるものと承知している。

- 3 行政機関・独立行政法人・民間事業者などの個人情報保護法が一本化された。本人が知らないところで個人情報が利用され不利益な使い方をされる危険性がある。規制を国に求めると同時に、県としても本人同意など厳しく規制する条例にすること。

(回答)

令和5年4月から個人情報保護法が地方公共団体に適用されている。

個人情報保護法第 69 条では、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせ、悪用によるプライバシー侵害等をもたらす危険性を増大させないように、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止している。また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合であって、本人の同意があるときなどの要件に該当する場合に限り、目的外での利用・提供を認めており、この要件該当性については、国のガイドラインにおいて詳細な判断基準が示されている。

条例化については、全国共通ルールを法で設定するという今回の法改正の趣旨から、法の規律を超えて独自ルールを追加することは許容されないとの考え方が示されている。

県としては、法やガイドラインを遵守し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めていきたい。

- 4 マイナンバーへの健康保険証・運転免許証や銀行口座などの紐づけをやめること。特に健康保険証との紐づけが実施され、来年秋をめどに紙の保険証を廃止しようとしている。マイナ保険証が現場の医療機関で様々な不具合が生じている。問題だらけの紙の保険証廃止をしないよう国に求めること。(下線部については総務部→福祉保健部にて回答)

(回答)

マイナンバー制度は、住民の利便性向上と行政運営の効率化を図るための重要なインフラである。国は、住民がデジタル技術の便益を享受できる環境の整備を進めており、これらの取組は、今後のデジタル社会の実現には不可欠なものとする。

- 5 デジタル化の推進については、住民の利便性向上、自治体職員の業務の効率化などを最優先に、基礎自治体の役割が十分発揮できるよう慎重に対応すること。その際、個人情報保護にも留意すること。

(回答)

今後の人口減少社会の中で、活力ある地域社会を維持していくためには、行政のデジタル化による住民サービスの向上と行政事務の効率化は、最重要課題の 1 つである。特に基礎自治体である市町村は、住民に密接な行政を担っており、個人情報の保護にも配慮した上で、行政のDXを推進していくことが求められている。

県としても、市町村の主体的な取組を支援するため、必要な情報提供や助言等を行ってまいりたい。

- 6 トラブル続きのマイナンバーカードについては、国の責任で登録情報の確認を早急に行うよう求めること。

(回答)

デジタル社会の実現に向けて、その基盤となるマイナンバー制度に対する国民の信頼、理解を得ることは重要であり、国と地方が連携した取組が必要である。

現在、国の主導で、11月末までの完了を目指し、マイナンバー情報の総点検に取り組

んでいるが、国に対しては、全国知事会を通じて、総点検の円滑な推進に向けて、地方との意見交換を丁寧に行うように要望している。

- 7 県民税や事業税などの納税については、景気後退及び非正規雇用の拡大などによって県民のくらしは疲弊しきっており、税金を「払いたくても払えない」状況が続き滞納も発生している。滞納については個々人の状況をよく勘案して、納税相談の徹底や徴収の猶予、換価の猶予制度を滞納者に周知し、その対応も国税庁発行の「納税の猶予等の取扱要領」に則した対応をすること。

(回答)

県税の滞納整理に当たっては、早期納税を促すとともに、資力がありながら納付しない場合には差押えなど厳正な処分を行っている。

一方で、滞納処分によって事業の継続や生活の維持が困難となる納税者に対しては、納税者の視点に立って内容を十分に聞き取り、事業や生活の実態を正確に把握し、徴収の猶予や換価の猶予などを適用している。

徴収の猶予や換価の猶予の適用に当たっては、納期限内に納付を行った納税者との公平を欠くことのないよう、法令に定める要件を満たしているか国の取扱要領等も参考にしながら適正な処理を行っている。

また、納税緩和制度の周知については、県ホームページや納税通知書に同封するチラシへの掲載のほか、制度に関するリーフレットを県税事務所の窓口に設置し、納税相談の際、制度の概要や必要な書類等の説明を行っている。

- 8 行財政改革のもと、県職員の削減が続けられており、過労死なども生じている。長時間労働削減のためにも職員を増員すること。また職員については、非正規ではなく正規職員を雇用すること。

(回答)

平成24年度以降は計画的な定数削減は行っておらず、本県の一般行政部門における人口10万人当たりの職員数は、人口の類似する24県中13位であり、平均的な人員を確保できている。

変化する行政ニーズに的確に対応するために、選択と集中により業務量に見合った適正な人員配置に努めるとともに、「勤務時間管理システム」の活用などにより、職員の勤務実態を把握し、特定の人に業務が集中することのないよう留意していきたい。

- 9 (統一協会について) 県は統一教会及びその関連団体との一切の関与を排除するとともに、公共施設の使用の禁止はもとより、今後も一切の関係を持たないこと。(生活環境部→総務部にて回答)

(回答)

県として特定の宗教団体の主催事業と関わりを持つことはない。

公共施設の使用については、地方自治法により正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。また、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別をしてはならないと定められている。

県の施設では各施設の管理条例や規則において、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき、施設又は設備を損傷するおそれがある場合に利用の制限を規定している。利用申請があった場合は、目的や内容、使用方法などを審査し適切に判断していく。

- 10 (統一協会について) 被害者救済について。集団結婚や二世信者の信教の自由への侵犯などによる人権侵害と高額な霊感商法や寄付の強要などの被害について、県としても実態を調査するとともに、被害者の救済に万全を講じ、被害者の拡大防止をすること。(下線については生活環境部→総務部にて回答)

(回答)

宗教法人法において、旧統一教会の所轄庁は、文化庁となるため、同法に基づき、報告を求め、質問を行うなど、県が行えることはない。県において信者の状況などの活動状況も把握していない。

- 11 (統一協会について) 反社会的集団の解散命令請求を行うよう国へ働きかけること。(生活環境部→総務部にて回答)

※資料請求 把握できていれば、県民の集団結婚式の参加者及び二世信者の数。

(回答)

旧統一教会の解散命令請求については、宗教法人法に基づき、所管庁の文化庁が判断することになる。(その他の反社会的集団については、それぞれ所管する法律に基づいて、それぞれの所管庁が判断することになる。(宗教法人、暴力団対策法))

※宗教法人法において、旧統一教会の所轄庁は、文化庁となるため、同法に基づき、報告を求め、質問を行うなど、県が行えることはない。県において信者の状況などの活動状況も把握していない。

- ※ 岸田政権は昨年12月安保3文書を閣議決定し、憲法9条違反の敵基地攻撃能力の保有を明記し、今後5年間で43兆円もの予算を投じようとしている。国に対して憲法9条を守り、敵基地攻撃能力の保有を中止するよう求めること。(総務部→生活環境部にて回答)